




整理番号	2-4-7-1
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・自民改革会議・議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費 広聴広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告 制作・印刷・新聞折込代金		
年月日	令和1年7月22日	～	令和元年 月 日
金額	619,000 円		

目的	県政に関する政策等広報の活動報告
使途	県政報告「ふるさとにつこり通信」第31号 制作・印刷・新聞折込代金 42,000部発行
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する政策及び政務活動状況を住民に報告する
《領収書貼付枠》	

領 収 書

S No 000441

良知淳行

様

平成30年 7 月 22 日

金額

¥619,000

但し、折込広告料(一月一日折込) 枚

上記正に領収致しました

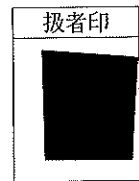


内 訳	
現金	✓
小切手	
振込	

〒422-8045 静岡県駿河区西島 645-1




株式会社 静岡読売IS

TEL 054-202-9111



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの	619,000 円	/	619,000 円
		100%	

整理番号	2-4-7-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 拠 書

(会派名・自民改革会議 ・議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政報告 資料郵送代金		
年 月 日	令和1年7月24日～平成 年 月 日	金 額	55,793 円

目 的	県政に関する政策等広報の活動報告「ふるさとにっこり通信」を郵送し周知して頂く
使 途	県政報告「ふるさとにっこり通信」第31号の郵送代金
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する政策及び政務活動状況を住民に報告する
<<領収書貼付枠>> 別紙の通り	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るもの	55,793 円	/	55,793 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2-4-7-2

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基(外)	41.5g	
@109	437通	¥47,633
小計		¥47,633
第一種定形外(規格内)	41.5g	
@120	68通	¥8,160
小計		¥8,160
郵便物引受合計通数	505通	
課税計		¥55,793
(内消費税等)		¥4,132)
非課税計		¥0
△計		¥55,793
□計		
お預り金額		¥60,000
おつり		¥4,207

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年7月24日 10:59
担当：[REDACTED]
発行No. [REDACTED] 端N84箱01
連絡先：和田郵便局
TEL:054-624-3008



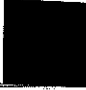
郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わります。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきます。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 [REDACTED]

整理番号	2-4-7-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・ 自民改革会議 ・ 議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> ・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理サポート費 (令和元年7月分)		
年月日	令和元年7月24日 ~ 令和元年 月 日	金額	16,200 円

目的	政務活動の情報発信のためのホームページ管理サポート
使途	ホームページ管理サポート費 7月分
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する政策及び政務活動状況を住民に広く周知する
<<領収書貼付枠>> 別紙の通り	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる もの	16,200 円	/	16,200 円
		100%	

2-4-7-3

領収書

2019年7月24日

良知あつゆき様

Imacro Design
イマクロデザイン
〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136
TEL 053-422-7017/FAX 053-571-5112
担当者 小池敏彦

下記の通り領収いたしました。

合計金額 **¥16,200 (内消費税 ¥1,200)**

収入


印紙

(以下明細)

商品名	単価	数量	金額
2019年7月HP管理サポート費	16,200	1	¥16,200

税込合計金額	¥16,200
内消費税額	¥1,200

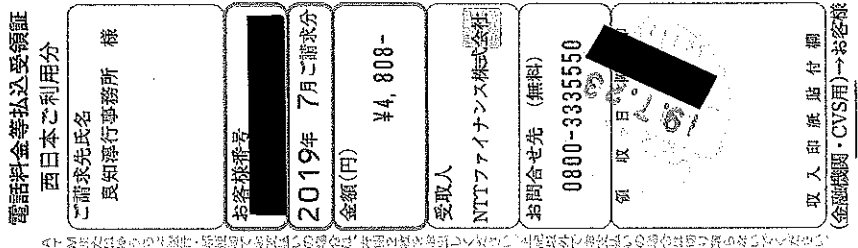


整理番号	2-4-7-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・ 自民改革会議 ・ 議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	電話通話料 (令和元年7月請求分)		
年月日	令和元年6月1日 ~ 令和元年6月30日	金額	2,404 円

目的	政務活動に係る事務遂行に要する通信
使途	電話料金
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <p style="font-size: small;">電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 良知淳行事務所 様 お盆番号  2019年 7月ご請求分 金額(円) ¥4,808- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日  取入印渡貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p> </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会に使用すること もあり得るので	4,808 円	1/2	2,404 円
		%	

お客様ご請求番号 [REDACTED] 請求年月 MONTH OF ISSUE 2019年 7月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 4,808			
	3,200	フレッツ 光ライト R利用料	合算
	-400	フレッツ・あっと割引	合算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1 ・あっと割引の割引料金です。	合算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2 は054-631-6123	合算
	248	ひかり電話 (通話料)	合算
	-248	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	合算
	2	ユニバーサルサービス料	合算
	100	発行手数料	合算
	50	収納手数料	合算
	356	消費税等相当額 (合計)	合算
◇合計	4,808		合算




[本内訳は、各サービス提供事業者が] 発行したものです。
6月 1日～ 6月30日
6月 1日～ 6月30日。フレッツ
・あっと割引の割引料金です。
6月 1日～ 6月30日 電話番号
は054-631-6123
6月 1日～ 6月30日 ひかり電
話A使用料は本料金と定額料1の合計で
す。
6月 1日～ 6月30日 翌月への
繰越額は480円です。
6月 1日～ 6月30日 ひかり電
話A定額料に含まれ、通話料から減算し
ます。
6月 1日～ 6月30日 1番号分
のご請求となります。
本請求書等の発行にかかわる各種費用に
なります。
本請求をコンビニエンスストア・各種金
融機関でお支払いいただく場合の手数料
です。
合算表示の料金合計×8%

NTT西日本からのお知らせ
※電話のご注文・お問合せは「1116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
※電話の故障は「1113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
※フレッツ・ひかり電話：0120-116116へ (無料) / 故障：0120-248995へ (無料)
※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバー
サルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するため
にご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会
から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

2-4-7-4

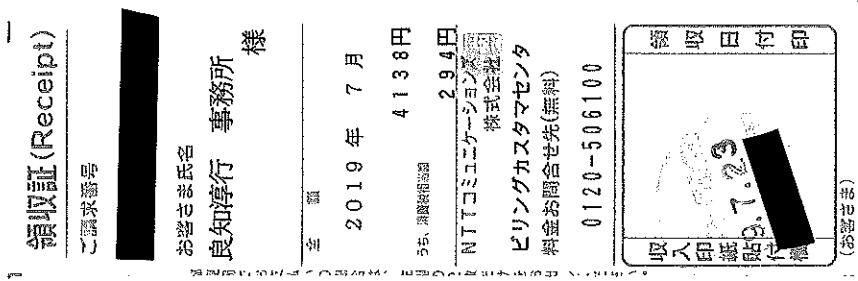
整理番号	2-4-7-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書




(会派名・ 自民改革会議 ・ 議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (令和元年7月請求分)		
年月日	令和元年6月1日～令和元年6月30日	金額	4,138 円

目的	政務活動に係る情報収集等事務遂行に要するインターネット接続料
使途	インターネット接続料
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの	4,138 円	/	4,138 円
		100%	

整理番号	2-4-7-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・ 自民改革会議 ・ 議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	ゴム印作成代金		
年月日	令和1年7月29日～ 令和 年 月 日	金額	3,758 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> 別紙の通り	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動にかか るもの	3,758 円	/	3,758 円
		100%	

2-4-7-6

領 収 証

No. _____

らち淳行 様

元 年 7 月 29 日

★ 75,703-

但ゴム印代金

上記正に領収いたしました

No. を除いた
領収書

488.63
除外した金額
計上

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

焼津市石津向町 20-11

有限会社 泰 栄 堂

TEL 054-624-1616

FAX 054-623-5466

コクヨ ウケ-78

請 求 書 元 年 7 月 26 日 No. _____

らち淳行 様

焼津市石津向町 20-11

有限会社 泰 栄 堂

TEL 054-624-1616

FAX 054-623-5466

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額		税率	消費税額等		
77063-		8%	623-		
月日	品 名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	摘要
1	〒425-0054 静岡県焼津市一色488番地			1320	0
2	らち淳行事務所			1260	9
3	らち淳行後援会			1260	
5	TEL 054-631-6123			900	0
6	自民党静岡県連副会長			0	
7	血吸病研究会副会長			900	
8					
9					
10					
11					
12					
合 計				10740	

1
2
3
4
5
6

(1320 + 1260 + 900)
488.63 = 3743

整理番号	2-4-7-7
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・自民改革会議 ・議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	北海道視察		
年月日	令和1年8月7日~令和1年8月9日	金額	187,716円

目的	北方領土問題に関する施設・研究機関・関係団体の現況や問題点について調査・研究。
使途	北海道視察旅費
政務活動・ 県政との 関連性	歴史的及び産業において北海道及び北方領土との関連の強い本県としての関わりについて今後の県政の資を得る。

≪領収書貼付

領 収 証 No. 541144 J

RECEIPT

2019年7月16日

ご氏名 静岡県議会議長 良知淳行 様

(ご注意)
本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額	¥ 187,716 -
----	-------------

ただし 静岡県議会議長 良知淳行 様
北海道視察旅費として

上記金額正に領収いたしました。

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込
- 4. クレジット(カード)
- 5. その他()



株式会社日本旅行 静岡 営業本部 支店

NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

責任者印

扱者名

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るもの	187,716円	100%	187,716円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2-4-7-7

No. 19-0589

2019年7月16日

請求書

静岡県議会議員 良知淳行 様

毎度格別なお引き立てを頂き有り難うございます。
下記の通りご請求申し上げますので宜しくお願い致します。

ご請求金額

187,716

円

日付	種別・摘要	単価	数量	金額
8月7日	令和1年度静岡県議会北方領土を考える議員連盟			
~	北海道視察			
8月9日	航空代金(羽田⇒根室中標津)	30,500	1	30,500
	航空代金(女満別⇒新千歳)	21,500	1	21,500
	航空代金(新千歳⇒羽田)	33,000	1	33,000
	貸切バス代(根室内)	21,063	1	21,063
	貸切バス代(札幌千歳内)	15,464	1	15,464
	1日目宿泊代(羅臼)	16,200	1	16,200
	2日目宿泊代(札幌)	16,200	1	16,200
	乗務員経費	2,355	1	2,355
	添乗員経費	17,914	1	17,914
	JR/京浜急行代金(焼津→静岡→品川→羽田空港)	6,760	1	6,760
	京浜急行/JR代金(羽田空港→品川→静岡→焼津)	6,760	1	6,760
合計金額				187,716

お支払いのほうは、7月31日 までにお願ひ致します。

* 恐れ入りますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願ひ申し上げます。

株式会社 日本旅行 静岡支店

〒420-0857 静岡市葵区御幸町6 静岡セントラルビル9階

TEL:054-254-8375

FAX:054-254-8374

支店長 星野 道佳 印

担当者




振込先

みずほ銀行(0001)

十五号支店(153)

普通預金口座 3101084

口座名義:株式会社日本旅行

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>令和1年 8月 13日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 良知 淳行</p>						
目 的	戦後74年が経つ中、ロシアによる実効支配が続く北方領土についての歴史を再確認すると共に、日本及び北海道における返還活動やロシア側の対応の最新の状況と問題点について調査・研究し、本県とこの問題との関係性や必要な取組みについて今後の県政の資を得る。					
年 月 日	令和1年8月7日(水)～8月9日(金)					
場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)北方領土問題対策協会 北方館・望郷の家 ・北海道庁(北海道総務部北方領土対策本部、北方領土復帰期成同盟会) 					
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 行程 焼津～静岡～品川～羽田～別紙参照～羽田～品川～静岡～焼津 2 応対者 3 聴取内容 <p style="margin-left: 100px;">} ※2. 3については別紙報告書を参照</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 県政への反映 別紙の通り 					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

別紙

県政への反映

終戦後ロシアによる実効支配が続いているが、北方四島はその歴史からも日本固有の領土であり、その返還は正当な要求であると再確認をした。しかしながら、ロシアは「クリル開発計画」として、大規模なインフラ整備を行う方針を打ち出し、無人島であった色丹島・歯舞群島も定住者が確認されるなど二島の譲渡についても状況が変化してきている。また、今年の初めには、ロシアのメドведеフ首相が北方領土・択捉島を訪れ、「ここは我々の土地だ」と発言し、さらに首脳会談でもロシア側は第2次大戦の結果、北方四島がロシア領になったことを認めるよう迫っている。昨年9月、プーチン大統領の「前提条件なしに平和条約締結を」との発言から1956年の日ソ共同宣言を基礎に交渉を加速させると合意し、大きく進展するかに見えたが、ロシア側は実際の交渉では強硬な主張を続けている状況である。政府内でも交渉の後退の声があがっている。そのような中、国としての粘り強い交渉が必要であり、静岡県としてもこの活動へ積極的に取り組んでいく必要がある。静岡県は戸田にて安政大地震で被災した500人のロシア人を助けた史実を持ち、また県としても、第三種特定漁港を活用した主要産業として挙げている水産業全体の構造に関わることから、本県だからこそ可能な取り組みや、本県として活動の支援を行う必要性があると考える。県政として取り組める内容として、この問題を風化させないための教育内容と、貴重な元島民による語り部の活動の継続と拡大、また、ロシア人、特に学生等への戸田号に関する史実の周知を推進するなどの取り組みを行い、北方領土の返還問題において、日本国及び静岡県、県民の皆様が不利益を被ることの無いよう国と連携した対応を行っていく重要性を意識し、取り組みを行っていく。

令和元年度 静岡県議会 北方領土を考える議員連盟

北海道視察報告書

静岡県議会自民改革会議の北海道視察に参加したので、その概要を下記のとおり報告します。

記

日時：令和元年8月7日（水）～9日（金）
場所：北方館、望郷の家、北海道総務部北方領土対策本部、北方領土復帰期成同盟会
参加者：杉山盛雄、良知淳行、植田徹、坪内秀樹、伊丹雅治、勝俣昇、江間治人、市川秀之、鈴木啓嗣、杉本好重、桜井勝郎
概要：以下のとおり

1. 北方館、望郷の家

令和元年8月7日（水）
視察先 北方館 望郷の家 根室市納沙布36-6
視察時間 16時30分～17時30分
視察対応者 小田嶋館長

●施設の概要

構造：円型らせん階段式吹き抜け鉄筋コンクリート造（2階建） 面積：453.79平方メートル（1階 201.49平方メートル、2階 252.30平方メートル）

設置者：千島齒舞諸島居住者連盟

望郷の家

第二次世界大戦後の昭和47年、元島民の心のよりどころとして開設された施設で、戦前の四島の生活に関わる資料や四島の街並みを折り込んだ地図などが展示されている。

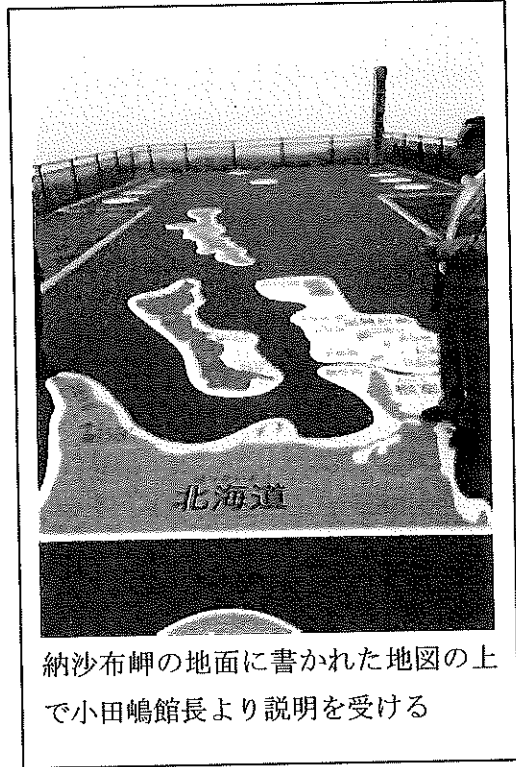
北方館

北方領土返還運動の発祥の地で、目の前に広がる日本固有の領土である北方4島を望みながら領土問題への理解を深めるため、望郷の家に併設して北方領土問題対策協会により昭和55年に建設された。

●北方領土とは

歯舞(はぼまい)群島・色丹(しこたん)島および南千島の国後(くなしり)島・択捉(えとろふ)島を北方領土という。北海道の納沙布岬から最も近いのは歯舞群島の貝殻島で、3.7キロしかない。最大の択捉島の面積は、沖縄県の2.62倍ほどで、四島の総面積は千葉県とほぼ同じ。1945年にソ連軍に占領された当時、四島には計約3千世帯、17,291人が住んでいた。島を追われた住民の多くは北海道や東北地方で生活し、主に漁業関係の仕事に就いた。現在の生存者は5,913人で平均寿命は84.1歳、毎年150人近くが亡くなっている。

択捉、国後は火山島で、温泉もあり、周辺海域は親潮の千島海流と黒潮の日本海流がぶつかり、タラバガニやサケ、昆布などが豊富で、戦後は多くの日本漁船がロシア船に拿捕(だほ)され、旧ソ連時代だけでも千隻以上の船と8千人を超える漁民が拿捕された。拿捕されると4年拘留の刑が科せられ、また、漁の最中にロシア船から銃で撃たれ死者が出る事件も起きている。



納沙布岬の地面に書かれた地図の上で小田嶋館長より説明を受ける

●北方領土問題とは

北海道の北東洋上に連なる歯舞(はぼまい)群島、色丹(しこたん)島、国後(くなしり)島及び択捉(えとろふ)島の北方領土は、日本人によって開拓され、日本人が住みつづけた島々である。これら北方四島は、1945年(昭和20年)8月の第二次世界大戦終了直後、ソ連軍により不法に占拠され、日本人の住めない島々になってしまった。北方領土問題とは、先の大戦後、74年以上が経過した今も、なお、ロシアの不法占拠の下に置かれている我が国固有の領土である北方四島の返還を一日も早く実現するという、まさに国家の主権にかかわる重大な課題である。



よく晴れていれば海の向こうに肉眼で見える距離である

●北方領土問題の歴史

1、魯通好条約（1855年）

日本は、ロシアに先んじて北方領土を発見・調査し、遅くとも19世紀初めには四島の実効的支配を確立した。19世紀前半には、ロシア側も自国領土の南限をウルップ島（択捉島のすぐ北にある島）と認識していた。日露両国は、1855年、日魯通好条約において、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島との間の両国国境をそのまま確認した。

2、樺太千島交換条約（1875年）

日本は、樺太千島交換条約により、千島列島をロシアから譲り受けるかわりに、ロシアに対して樺太全島を放棄した。

3、ポーツマス条約（1905年）

日露戦争後のポーツマス条約において、日本はロシアから樺太（サハリン）の北緯50度以南の部分の譲り受けた。

4、大西洋憲章（1941年8月）及びカイロ宣言（1943年11月）での領土不拡大の原則

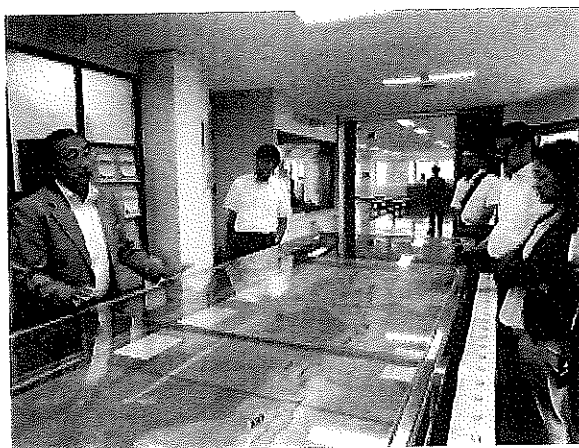
1941年8月、米英両首脳は、第二次世界大戦における連合国側の指導原則ともいべき大西洋憲章に署名し、戦争によって領土の拡張は求めない方針を明らかにしました（ソ連は同年9月にこの憲章へ参加を表明）。

1943年のカイロ宣言は、この憲章の方針を確認しつつ、「暴力及び貪欲により日本国が略取した」地域等から日本は追い出されなければならないと宣言した。ただし、北方四島がここで言う「日本国が略取した」地域に当たらないことは、歴史的経緯からも明白である。

5、ポツダム宣言（1945年8月受諾）

ポツダム宣言は、「暴力及び貪欲により日本国が略取した地域」から日本は追い出されなければならないとした1943年のカイロ宣言の条項は履行されなければならない旨、また、日本の主権が本州、北海道、九州及び四国並びに連合国の決定する諸島に限定される旨規定している。しかし、当時まだ有効であった日ソ中立条約（注）を無視して1945年8月9日に対日参戦したソ連は、日本のポツダム宣言受諾後も攻撃を続け、同8月28日から9月5日までの間に、北方四島を不法占領した（なお、これら四島の占領の際、日本軍は抵抗せず、占領は完全に無血で行われました）。

（注）日ソ中立条約（1941年4月）



館内の模型で終戦直後（8月28日から9月5日）のソ連軍の北方領土侵攻の説明を受ける

同条約の有効期限は5年間（1946年4月まで有効）。なお、期間満了の1年前に破棄を通告しなければ5年間自動的に延長されることを規定しており、ソ連は、1945年4月に同条約を延長しない旨通告。

6、サンフランシスコ平和条約（1951年9月）

日本は、サンフランシスコ平和条約により、ポーツマス条約で獲得した樺太の一部と千島列島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄した。しかし、そもそも北方四島は千島列島の中に含まれず、またソ連は、サンフランシスコ平和条約には署名しておらず、同条約上の権利を主張することはできない。

7、返還要求運動

北方領土返還要求運動連絡協議会を中心とする返還運動が盛んとなり、1979年（昭和54）2月に国会で北方領土問題の解決促進に関する決議が採択され、1981年1月の閣議では、日露和親条約締結の日になんで2月7日が「北方領土の日」と定められた。

1982年8月には「北方領土問題等解決促進特別措置法」が制定され、2009年（平21）の改正で、第一条に「北方領土がわが国固有の領土である」と明記された。

●北方四島をめぐる日露協力の現状

政府は、北方領土問題の解決を含む平和条約交渉の進展のため北方四島において次のような協力や交流を行っている

1. 四島交流、自由訪問及び北方墓参

日露双方の領土問題に関する法的立場を害さないという前提の下で、次の3通りの北方四島への訪問の枠組みが設定されている。

(1) 四島交流：北方領土問題の解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として、日本国民と北方四島に居住するロシア人との間の旅券・査証なしによる相互訪問事業。1992年から2015年末までに、延べ21,298名（日本人12,439名、四島在住ロシア人8,859名）が相互に渡航した。

(2) 自由訪問：人道的見地から、元島民及びその家族である日本国民による最大限に簡易化された北方領土への訪問事業。これまでこの枠組みにより3,810名（2015年末現在）の日本人が北方四島に渡航した。

(3) 北方墓参：人道的観点から行われている身分証明書による墓参事業。これまでこの枠組みにより4,405名（2015年末現在）の日本人が北方四島に渡航した。

2. 北方四島住民支援

政府は、領土問題解決の環境整備の一環として、北方四島からの患者の受入れ（2015年度は延べ20名）、北方四島医師・看護師等研修（2015年度は3名）等の北方四島在住のロシア人にとって真に人道的に必要な支援を実施してきている。

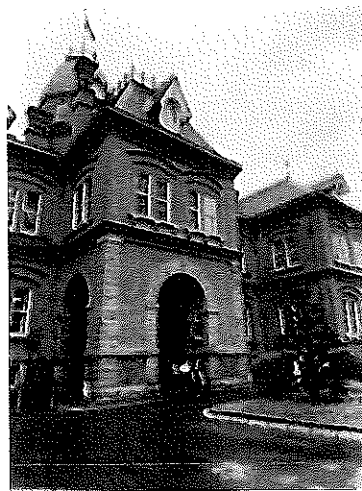
3. 北方四島を含む日露隣接地域における協力

(1) 防災分野における協力：2006年7月及び11月の日露首脳会談において、平和条約締結交渉のための環境整備にも資するものとして、北方四島を含む日露の隣接地域において防災分野の協力を実施していくことの必要性について一致した。

(2) 生態系保全分野における協力：2007年5月、10月及び2008年4月の日露外相会談において、平和条約締結交渉のための環境整備にも資するものとして、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及び持続可能な利用に関する協力を進めることで一致した。

2. 北海道総務部北方領土対策本部、北方領土復帰期成同盟会

8月8日（木） 14:30～16:00



1 調査

(1) 場所 北海道赤れんが庁舎2階 1号会議室

(2) 相手方出席者（説明・質疑応答）

北海道副知事 中野祐介

北海道総務部北方領土対策本部 北方領土対策局長 篠原信之

〃 北方領土対策課長 中島竜男

〃 共同経済活動担当課長

公益財団法人 北方領土復帰期成同盟 甲谷参事

2 概要

はじめに北方領土対策局・篠原局長より冒頭の挨拶と職員紹介があった。航空機墓参、共同経済活動に対応したプロジェクトの実現等、北海道知事が政府に対して要望してきた事が具体的な形として表れてきている。

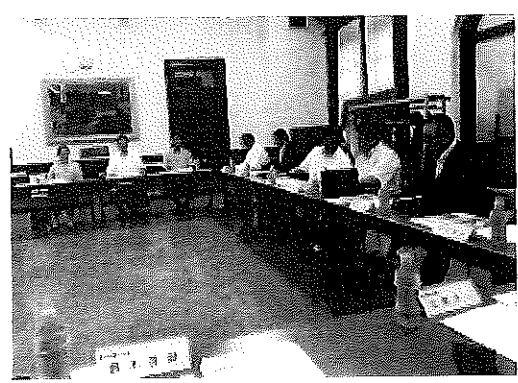


本年6月のG20大阪サミット日露首脳会談では目に見えての進展はなかったが、9月にはウラジオストクで東方経済フォーラム開催など、北海道としても国が行う外交交渉を強く後押しする立場で努力を続けていきたいとお話を伺った。また最も強く訴えられていたことは、元島民が高齢化する中、若年層後継者の育成が重要であり、後継者育成の新規事業を立ち上げているとのことであった。



続いて、杉山団長が視察受け入れに対するお礼を述べるとともに、静岡県議会での北方領土を考える議員連盟設立の目的や経緯を説明した。そして活動内容の報告を行い、今後も日本固有の領土返還のため、積極的な活動を継続する旨を伝えるとともに、静岡以外の都府県議会に対し北海道として議員連盟の立ち上げなど北方領土問題への理解と支援を積極的に働きかけてはどうかとの提案がなされた。

次に、「北方領土問題への北海道の取組み」資料に沿って、北方領土対策課長から、北海道の取組みの基本的な考え方、政府等への要請活動、啓発活動、北方領土隣接地域の振興対策に関して、共同経済活動担当課長から、北方四島交流事業（ビザなし交流事業）、元島民への援護、北方四島住民支援、共同経済活動に関して、北海道の取組みについて説明があった。



さらに、北方領土復帰期成同盟参事から、北方領土返還の実現に向けて、各種活動についての説明があった。

元島民が高齢化する中、若年層後継者育成活動に力を入れており、北方領土学習資材の作成、北方領土を考える高校生弁論大会の開催、北海道北方領土教育者会議への支援について概

要説明を受けた。

<質疑応答>

◆良知議員：静岡県での啓蒙活動のため、静岡県内在住元島民の方に語り部としてお力添えをいただきたい。そのため、静岡県内在住元島民の方をご紹介いただく等、連携を図っていただく事は可能か？

回答：各県に県民会があるので、語り部の情報について、どこまでの情報を提供できるのか確認、調整して紹介したい。

◆杉山議員：静岡県戸田にて安政大地震で被災した500人のロシア人を助けた史実がある。ロシア人大学生との交流の中で、日本の認識をロシア人大学生にどのように話し、そして、ロシア人大学生はどのような考えをもっているのか？

回答：ロシア人の領土問題の認識は全体の5%に過ぎない。日本はこれまでの歴史認識に基づき日本の領土であると説明しているが、ロシア人大学生はロシア領であるとの認識を示し、それを論破することは難しい状況である。

ただ、実際に交流等を行っている現地の方々からは、お互いに共存していこうとの意見も聞こえる。

◆杉山議員：元島民の方々は居住地を奪われ、北海道漁業者の方々は拿捕されたり、銃撃を受けたりしている中で、ロシア人は非常時には保護され北海道の病院で治療を受けている。これは大変理不尽なことであると感じるが、北海道の方々はどのように感じているのか？

回答：元島民の方々からすると、島を追われた悔しい気持ち、怒りや悲しみはあるが、そういった気持ちを抑えても、返還に向けて交渉、交流を続けていかななくてはいけない。漁業に関しては、悲しい出来事、危険な思いを経験して、現在、日露間で制度、枠組みをつくり、安全な漁業が出来るよう対策をとっている。

◆江間議員：共同経済活動について、国と北海道はどのような形で連携しているのか？人の移動の枠組みとは具体的にどのようなことで、どのように進めるのか？パイロット・プロジェクトとはどのような事業か？

回答：基本的には日露間、国同士の動きがメインになる。北海道としては、隣接地域の経済活動に寄与するよう国に要望している。

人の移動の枠組みについても、基本的に国でのプロジェクトになる。ビザなし交流等、日露両国の法に触れない形で人を移動させるにはどうしたらいいのか日露間で話し合っているところである。

観光パイロットツアーについては、日本から四島に行く試行的なツアーを観光庁で検討しているところである。ゴミの減容については、先ず四島から専門家が北海道に来て、北海道の施設を見学する。その後、日本の専門家が四島を訪れ、

技術提案や指導を行う予定である。

質疑応答後、庁舎内にある北方領土館を訪問し、観光ボランティアガイドの会・佐藤氏から、北方領土の模型を前に様々な説明を受けた。



3.まとめ

今回の視察により、北方四島が日本固有の領土であり、その返還の問題は元島民のみならず北海道民、さらには日本国及び日本国民全体の問題であり、切なる願いであると同時に、疑う余地のない正しい要求であることを再確認した。

太平洋戦争の終戦後 74 年が経ちロシアの長期実効支配が続く中、元島民の高齢化やロシア民間人居留者の増加（現在、ロシアの施政権が行使されている状態にある国後、択捉、色丹島の現人口は合計約 1 万 7000 人で、これはソ連侵攻時に住んでいた日本人とほぼ同規模）という現状があること。またプーチン大統領就任以降驚異的な経済的發展を遂げたロシアは「クリル開発計画」を策定し、国後、択捉、色丹島に大規模なインフラ整備を行う方針を打ち出した結果、無人島であった色丹島・歯舞群島にも近年になって移住者及び定住者の存在が確認されており、ロシア側の主張する二島「譲渡」論も困難な状況となっている。

内閣府では「固有の領土である北方四島の返還を一日も早く実現するという、まさに国家の主権にかかわる重大な課題」としているが、その信念を曲げることなく国際世論等も味方につけ、粘り強く交渉を継続していただきたいと我々視察団も強く確信した。

また静岡県内においてもこの問題の風化を防ぐための支援活動をしていきたいとの意見の一致を見た。

ご視察日程表

2019年7月24日

株式会社日本旅行

観光庁長官登録旅行業 第2号

静岡支店

T420-0857

静岡市葵区御幸町6静岡セントラルビル9階

TEL:054-254-8375 FAX:054-254-8374

支店長 : 星野道佳

総合旅行業務

取扱管理者

担当者

営業日 営業時間 : 月~金 9:30~18:00(土日、祝日は休業)

北方領土を考える議員連盟 様

ご旅行名 北方領土を考える議員連盟
 ご旅行方面 北海道視察
 ご旅行期間 2019年8月7日(水) ~ 8月9日(金) の 3日間
 ご参加人数 大人 11名 小人 計 11名

お客様の旅行を取り扱う支店での説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく右記総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

日	程	朝食	昼食	夕食
1 8/7 (水)	羽田空港(第2旅客ターミナル2F出発ロビー5番時計下) 10:30集合 参考: 静岡県内各地からのアクセス ひかり506号 浜松駅8:11/静岡駅8:39→品川10:33着/ こだま630号 浜松駅7:32/掛川駅7:47/静岡駅8:01/新富士駅8:16/三島駅8:29→品川10:19着/ 品川10:54発→羽田空港10:18着 ※昼食は各自にてお取りください。 羽田空港 → 全日空377便 → 根室中標津空港 12:15発 13:55着 中標津空港(独)北方領土問題対策協会 北方館・望郷の家(視察) — 羅臼市内ホテル(泊) 夕食は羅臼町内にて 14:10頃 (16:40~17:10) 20:20頃 16:30 ~ 17:30	—	—	■
2 8/8 (木)	羅臼町内ホテル — 女満別空港 — 全日空4866便 — 新千歳空港 7:30 10:00 10:50発 11:40着 新千歳空港 — 千歳市内・ANAクラウンプラザ千歳(昼食) — 北海道庁(視察) — 12:00頃 12:15~13:30頃 14:30頃~16:00頃 — 札幌市内ホテル(泊) 夕食時、北海道副知事、北方領土居住者連盟副会長等と懇談会を開催 16:15頃	■	■	各自
3 8/9 (金)	札幌市内ホテル — 新千歳空港 / ※昼食は新千歳空港内で各自にてお取りください。 9:00 11:10頃 新千歳空港 — 全日空64便 — 羽田空港 13:30発 15:05着 参考: 静岡県内各地へのアクセス 羽田空港15:56発→品川16:18着/16:34→三島駅17:24/新富士駅17:39/静岡駅17:50/掛川駅18:10/浜松駅18:22	■	各自	—

記号 バス — JR — 航空 — 船舶 ~~~ ロープウェイ・ケーブル +++++ 私鉄 +++++ 徒歩
 ※ 上記日程につきましては、運輸機関のダイヤ改正、各地の道路事情により、多少行程・時間が変更になる場合があります。予めご了承下さい。

■ご宿泊施設

日	宿泊地	宿泊施設名
8/7	羅臼町内	らうす第一ホテル
8/8	札幌市内	ジャスマックプラザホテル

■お食事

日	時	地区	食事施設	食事内容
8/7	夕食	羅臼	お客様手配	
8/8	昼食	千歳	ANAクラウンプラザ千歳	ランチビュッフェスタイル
8/8	夕食	札幌	各自にて	
8/9	昼食	新千歳空港	各自にて	

この日程は 2019年7月24日 現在のスケジュールです。
 お客様の安全確保の為に、バス走行中は常にシートベルトを着用願います。
 添乗員同行の場合、労働基準法の定めからも勤務中一定の休憩時間を適宜取得させる必要がありますので、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

■その他のご案内

